

令和8年度 狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防法により、犬を飼育する際には市町村への登録と、生後91日以上の子犬に対し年1回の予防注射が義務付けられており、4月～6月の間に接種することが推奨されています。八丈町では、下記のとおり狂犬病予防注射集団接種を実施します。予約制ではありませんので、直接ご来場ください。

●日程

実施日	会場	時間
4月16日(木)	末吉出張所 玄関前	午後 1時30分 ~ 2時00分
	榎立出張所 車庫	午後 2時15分 ~ 2時45分
	神湊釣具店 玄関前	午後 3時15分 ~ 3時45分
	八丈町保健福祉センター 玄関前	午後 4時 ~ 4時45分

●料金 ※円滑に受付を行えるよう、できるだけお釣りの無いようにご用意ください。

◎予防注射料金	3,750円	<内訳> ・予防注射料	3,200円
		・注射済票交付手数料	550円
◎登録手数料(新規登録する犬のみ)	3,000円		

●当日の持ち物

- ・予診票
- ・予防接種料金
- ・登録手数料 (※新規登録する犬の場合のみ)

鑑札と注射済票について

飼い犬の登録を行った場合、「鑑札」を交付しています。八丈町では、集団接種時及び「うみ動物病院」にて登録、鑑札交付を行っております。鑑札は飼い主の転入時に、その自治体の鑑札に交換する必要があります。(「鑑札交換」といいます。)

また狂犬病の予防接種を受けるたびに、「注射済票」を交付しております。

鑑札及び注射済票は犬が迷子になったときにその犬を特定する目印となりますので、必ずつけてください。また紛失された場合は再発行が可能ですが、手数料がかかります。

接種における注意点について

- ・接種の前に犬を清潔にし、犬を抑えられる方とともにご来場ください。
- ・本通知をお受け取りいただいた方でその犬をすでに飼育していない場合、「登録の削除や飼い主変更の手続き」が必要となります。下記問合せ先までご連絡ください。
- ・飼い犬の登録や狂犬病予防注射を行わない、飼い犬に「鑑札」「注射済票」をつけていない場合、狂犬病予防法により20万円以下の罰金を科されることがあります。

接種後の注意点について

- ・狂犬病ワクチン接種後、まれに副反応としてアナフィラキシー反応や他アレルギー反応が発生する場合があります。呼吸困難やけいれん発作が確認できる場合は、獣医師へご相談ください。
- ・狂犬病ワクチン接種後、他のワクチンを接種する場合は、1週間以上の間隔をあけてください。

集団接種日のご来場が難しい方へ

集団接種日以外での狂犬病予防接種及び飼い犬の登録については、「うみ動物病院」にて実施しています。連絡先や定休日等はうみ動物病院ホームページよりご確認ください。右のQRコードからアクセス可能です。

